

第4章

施策の展開方向

1 高齢者を地域で支える環境づくり

1-1 高齢者の総合支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、地域の高齢者への総合的な支援を行うため、高齢者生活支援センター（地域包括支援センター。東山手，西山手，精道，潮見の4か所）を拠点に、介護予防ケアマネジメント事業，総合相談支援事業，権利擁護事業，包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施しています。

国は、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としているため、各機関の連携を強化し、包括的な支援体制を整備して、必要な支援を地域の中で提供することがいっそう重要になっています。本市では、保健福祉センターにおいて、精道高齢者生活支援センターをはじめ、高齢者やその家族等の相談に応じる全市域を対象とする総合相談窓口や権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業等を設置、包括的な支援体制を整備し、各機関が連携を図りながら支援を行っています。今後は、住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりが求められています。

高齢化の進展に伴い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者が増加する中で、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、医療・介護の連携が不可欠です。本市では、平成28年度より医療・介護連携の拠点として「在宅医療・介護連携支援センター」を開設しました。在宅医療・介護連携支援センターでは、医療・介護連携に関する相談窓口の機能を持つ他、医療・福祉関係者による「在宅医療推進協議会」の開催や、多職種に向けた研修や交流会の開催等様々な取組を通じ、医療・介護の連携を推進しています。

また、本市は、平成27年度から開始した市内3病院（市立芦屋病院，セントマリア病院，南芦屋浜病院）の連絡会に参加し、情報共有，意見交換を行っています。関係団体等意向調査では、芦屋市医師会・芦屋市歯科医師会・芦屋市薬剤師会（以下「三師会」という。），医療機関，芦屋市ケアマネジャー友の会から、「医療・介護連携が進みつつあるが、十分でない」という意見があがっています。

今後、医療機関と介護保険事業関係機関とが円滑に連携し、高齢者を支援する体制をいっそう充実していくために、三師会間，個々の医師等と介護職間における連携のあり方や組織ごとに顔の見える関係を構築していく仕組みの検討が求められます。

高齢者生活支援センターの設置状況

名称	担当地区	設置場所(併設施設等)
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘・岩園小学校区	和風園内
西山手高齢者生活支援センター	山手小学校区	アクティブライフ山芦屋内
精道高齢者生活支援センター	精道中学校区	保健福祉センター内
潮見高齢者生活支援センター	潮見中学校区	あしや喜楽苑内

* 平成 29 年 10 月 1 日現在

高齢者生活支援センターにおける相談件数

(単位: 件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
介護保険その他保健福祉サービスに関すること	6,761	6,451	5,732
権利擁護支援に関すること	372	216	288
高齢者虐待に関すること	732	804	687

* 高齢者生活支援センター事業報告

【施策の方向】

総合相談支援事業の推進

- 介護保険の認定申請や施設利用に関すること、保健・医療・介護・福祉サービス、ボランティアの利用など、高齢者や家族からのさまざまな相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支援します。
- 介護保険サービス以外の生活支援サービスと連携を図り、介護支援の充実を図ります。

医療・介護連携の推進

- 「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を行う他、多職種向けの研修・交流会等を通じ、医療・介護の連携を推進します。
- 医療機関、診療所、ケアマネジャーなどの支援者が連携し、病院から在宅等への移行を円滑に実施するよう努めます。
- 介護サービス事業者や訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所等の関係機関との連携の強化を図ります。
- 福祉現場と医療現場の課題と対応策を協議するため、市立芦屋病院との情報交換会を定期的を実施します。
- 医療・介護連携の具体的な取組を進めるため三師会、高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との定期的な交流を实

施します。

- 医療関係者と介護保険事業関係者による、市内の在宅医療提供体制等の課題抽出を目的とした会議体を運営し、在宅医療と介護保険の連携基盤について検討します。
- 市民の在宅療養や終末期ケアの理解を促進するため、講演会の開催やリーフレット配布等を通じた周知啓発を行います。

共生型サービスの特例等による介護
と障害者福祉の連携

- ケアマネジャーが、障害福祉サービスにおける相談支援専門員と、支援に必要な情報を共有できるよう、両者の連携を進めていきます。
- 障がいのある人が高齢になり介護保険の被保険者となった場合にも、馴染みの事業所を利用できるよう共生型サービスについて周知します。

相談窓口における連携強化

- 高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業、市役所窓口による相談内容の共有化など、横断的な連携体制の確立に取り組みます。
- 全ての人々を対象とする地域共生社会の実現に向け、地域における包括的な支援ができるよう、高齢者生活支援センターが関係部局と円滑に連携を行います。

【現状と課題】

本市では、各高齢者生活支援センターに、包括的支援事業を適切に実施するため配置することとされている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種に加えて、3職種の統括的役割を担う「スーパーバイザー」を各センターに1名配置しています。特に、精道高齢者生活支援センターには、各センター職員の資質向上を図る「基幹的業務担当」を2名配置し、機能強化を図ってきました。

高齢者生活支援センターの活動について、実施する事業の質を向上させるため、センター自身および市町村による評価の実施が、法律上義務付けられました。本市では、これまでもセンターごとに自己評価を実施し、本市がセンターによる自己評価を総評する取組を行ってきました。今後は、国が定める評価指標に基づいて評価することが求められます。

また、高齢者生活支援センターの職員と、介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、多面的な支援の展開と、活動内容の充実を目指します。

【施策の方向】

高齢者生活支援センターの体制強化 のための方策

- 高齢者生活支援センターの機能強化や職員のスキルアップを図るため、精道高齢者生活支援センターに配置している「基幹的業務担当」の職員2名を継続配置して、体制を強化します。
- 高齢者支援に関わる社会資源等（既存サービス、担い手、住民ニーズ）を把握して、地域ごとに必要なサービスを計画的に整備するため、高齢者生活支援センターによる地区診断の実施を支援します。
- 介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、活動内容の充実を目指します。
- 高齢者生活支援センターの職員が、生活支援コーディネーターと連携して地区診断や地域福祉の推進方法、生活支援サービス等に関するスキルアップを図ります。
- 高齢者生活支援センターには、3職種に加え、スーパーバイザーを各センターに1名継続配置します。

	<ul style="list-style-type: none"> 高齡者生活支援センターごとに事業の自己評価を実施するとともに、本市も事業の実施状況について評価を行い、高齡者生活支援センターの質の向上を図ります。
<p>包括的・継続的ケアマネジメントの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齡者生活支援センター職員による事業所訪問や交流会等を開催し、ケアマネジャーが高齡者生活支援センターに相談しやすい環境整備に努めます。 ケアマネジャーが個々では解決できない支援困難事例への助言指導や、介護保険サービスの利用者からの苦情相談等に的確に対応できるよう、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を目的とした研修を充実するとともに、地域ケア会議における関係者の共通理解と対応の向上を図ります。
<p>高齡者生活支援センターの効果的な運営支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齡者生活支援センターが管轄する地域における「人口動態」「社会資源」「緊急・災害時要援護者台帳」等の基礎データを提供します。
<p>地域ケア会議の運営管理(PDCA)の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市地域ケア会議設置運営ガイドラインに基づき、地域ケア会議を運営します。 地域ケア会議等で地域課題を把握し、芦屋市地域発信型ネットワークを通じて、地域にフィードバックする等地域との連携を図ります。 個別の課題から地域づくりや社会資源の開発、政策形成につなげるための仕組み(PDCA サイクル)を確立します。 リハビリ職等と連携して介護予防のための地域ケア会議を実施します。
<p>高齡者生活支援センターの周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページ、パンフレットの活用など、多様な方法による継続的な周知に取り組みます。 高齡者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、郵便局、薬局、商店等生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連

携による効果的な周知を行います。

- 地域への積極的な情報提供や、住民組織等との交流や連携をより一層強化し、地域の身近な相談窓口としてのイメージの定着を図ります。
- 保健福祉センターで開催するあしや保健福祉フェアや市立芦屋病院のホスピタルフェスタ等の行事でのPR活動を充実し、高齢者生活支援センターの知名度向上を図ります。

1-3 芦屋市地域発信型ネットワークの充実

【現状と課題】

本市では、「だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」を目指し、地域で暮らす何らかの支援が必要な人を支える仕組みとして、「芦屋市地域発信型ネットワーク」を構築しています。

芦屋市地域発信型ネットワークは、社会福祉協議会が事務局を担い、高齢者生活支援センターが支援する形で、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりに取り組んできました。

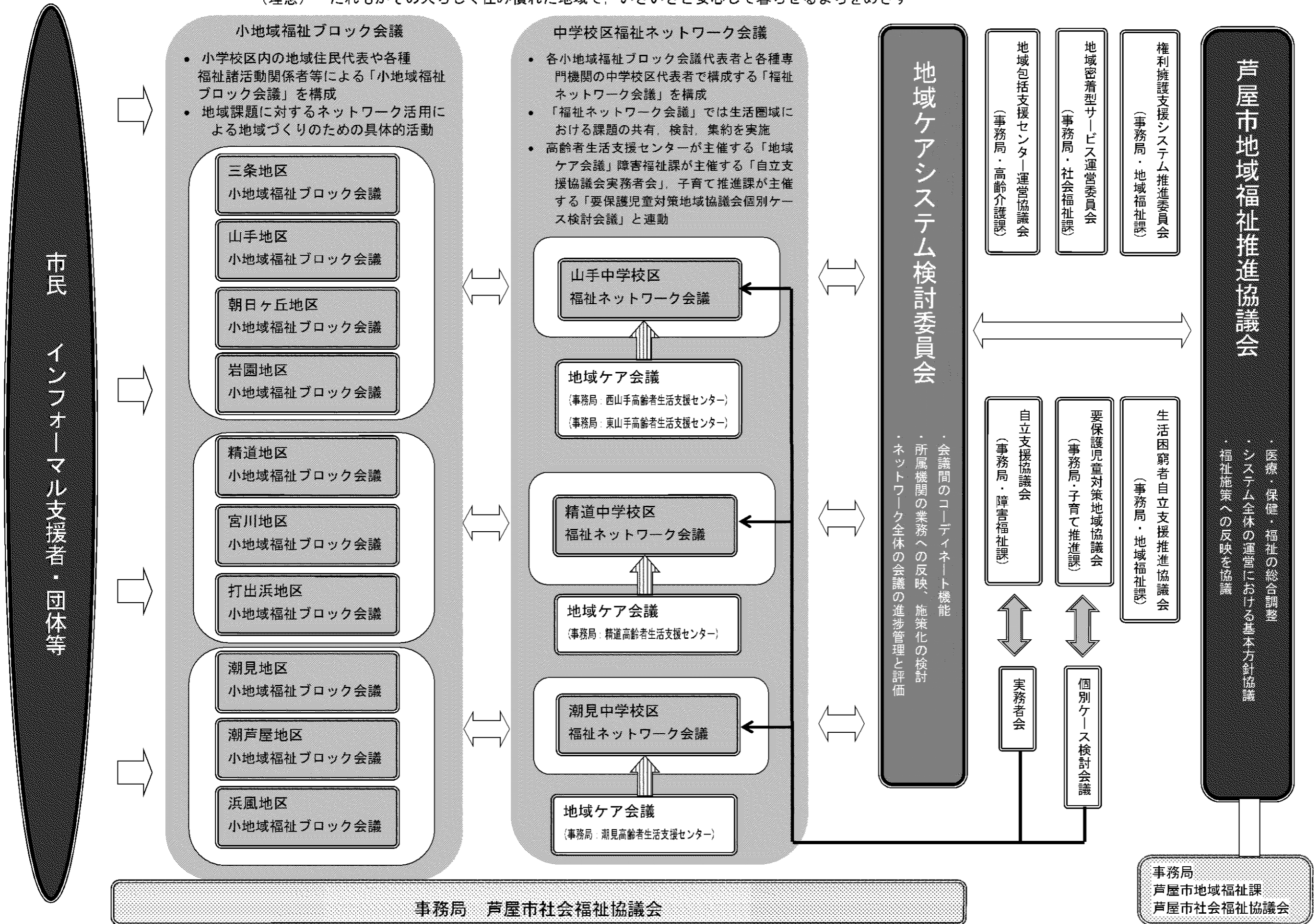
本ネットワークは、「小地域福祉ブロック会議」(小学校区単位)、「中学校区福祉ネットワーク会議」(中学校区単位)、「地域ケアシステム検討委員会」、「芦屋市地域福祉推進協議会」で構成されています。

小地域福祉ブロック会議では、地域住民が地域を見直すことにより、身近な資源等を把握し、地域の魅力を再発見する取組を行いました。これらの取組により、今後は地域において不足している資源等があれば、創出に向けた取組を行うなど、地域課題を住民主体で解決できる場として活用できるよう整えていく必要があります。

中学校区福祉ネットワーク会議では、小地域福祉ブロック会議の取組・課題を共有する場となっていますが、今後は市民、専門職、行政等が協働して、小学校区間で共通する課題等への解決策について検討できる場として整備していきます。

また、地域包括ケアシステムの構築を見据え、中学校区に位置付けられた各地区の高齢者生活支援センターが事務局を担う「地域ケア会議」との有機的な連携を進め、地域発信型ネットワークのさらなる充実を目指します。

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



【施策の方向】

小地域福祉ブロック会議の充実	<ul style="list-style-type: none">自治会等の地域住民, 民生委員・児童委員, 福祉推進委員, 老人クラブなど地域活動に関するネットワークをより強化し, 地域の方が地域活動に参加し, 主体的に地域課題の解決が図られる体制づくりを推進します。
中学校区福祉ネットワーク会議の充実	<ul style="list-style-type: none">生活圏域における課題の共有, 対応策の検討, 情報の集約を行います。地域ケア会議との連携を図り, 自立支援協議会実務者会や要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議と連動し, 個別支援から抽出された地域の共通課題について共有, 検討します。
地域ケア会議による「地域包括ケア」の推進に向けた幅広い分野との連携強化	<ul style="list-style-type: none">課題が複雑化したいわゆる困難事例の処遇検討や, 関係者への対応方法に関する情報提供を含め, 個別支援から抽出された共通課題や地域課題について, 中学校区福祉ネットワーク会議と連携して解決策を検討し, 本市における地域包括ケア推進の中核的な会議体として機能するよう保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携をより一層強化します。
高齢者セーフティーネットの整備	<ul style="list-style-type: none">高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として, 小地域福祉ブロック会議の地域の取組から全市域に広がった「救急医療情報キット」の普及・啓発について継続して取り組みます。高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者を対象に, 生活支援員（L S A）を派遣する高齢者住宅等安心確保事業と地域での見守り事業等との連携を強化します。地域発信型ネットワークにおいて培ってきた地域における既存の取組を活かし, 支援対象者の見守りや交流が図られるよう検討します。高齢者生活支援センターを中心とした高齢者の把握, 老人クラブや民生委員・児童委員

等の地域住民や地域団体等による声かけや訪問など、多様な活動を促進します。

- 民生委員・児童委員の活動等により作成した緊急・災害時要援護者台帳について関係機関との連携による継続的な更新を行うとともに、個人情報保護に留意した上で、消防、高齢者生活支援センター、社会福祉協議会、自治会、自主防災会等の幅広い分野での活用や共有を図ります。

1-4 地域での見守り体制の充実

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関等による日常の見守り活動により、早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行っていくことが重要です。

アンケート調査によると、一人暮らしの人は、一般高齢者調査では、18.6%（平成26年度調査では16.9%（60歳以上調査））、要介護等認定者では、33.8%（平成26年度調査では33.0%）であり、ほぼ同様の傾向です。国勢調査で、本市の総世帯数の高齢者のみの世帯の割合をみると、平成12年の8.9%（国は6.5%、兵庫県は7.4%）から平成22年の11.8%（国は9.2%、兵庫県は10.6%）まで増加傾向にあり、国・兵庫県より高い水準となっています（厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム）。

また、アンケート調査では、地域活動に参加していない人が、一般高齢者、要支援認定者ともに約4割から6割となっています。

このような状況の中、本市では民生委員・児童委員や福祉推進委員による見守り活動の他、自治会や老人クラブ等がさまざまな手法で地域での見守り活動を実施してきています。

また、平成26年度から開始した芦屋市地域見まもりネット事業は参加事業者数が139件（平成29年3月31日現在）と順調に増加していますが、参加事業者から各相談窓口への連絡件数が少ないことが課題です。

今後ますます高齢化が進むことをふまえて、これまでの取組の一層の推進と住民主体の見守り活動の体制を強化する必要があります。

また、アンケート調査では、地域づくり活動の参加意向は、一般高齢者は、「是非参加したい」と「参加してもよい」と合わせて59.7%、要支援認定者は37.4%となっています。また、企画・運営としての参加意向では、一般高齢者は、「是非参加したい」と「参加してもよい」と合わせて36.1%、要支援認定者は19.0%となっています。

現在の参加状況では、どの会・グループも「参加していない」が約45%～60%でしたが、これらの地域づくり活動への参加意向のある人を社会資源として捉え、地域づくりに自発的に参加していただく仕組みづくりが重要です。

そのためには、地域活動の担い手を掘り起こし、元気な高齢者をはじめ地域住民のニーズにあった地域活動について検討し、参加しやすい環境を整備するとともに、地域間の連携や地域住民、事業者等と行政が協働した見守りの仕組みを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

日常的な見守り体制の整備, 充実

- 民生委員・児童委員を始めとして、自治会、地域住民、ボランティア等による住民主体の見守り活動を支援するとともに体制を整備していきます。
- 地域人材を発掘し、住民活動の担い手を育成して、ニーズに合った活動環境の整備に努めます。
- 定期的な安否確認・緊急対応の充実を図ります。
- 地域見まもりネット事業から円滑に各連絡窓口につながるよう参加事業者等への周知・啓発を図ります。
- ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動を促進します。
- 身近な地域で気軽に立寄り、つながりづくりや活動ができる居場所を1年で10か所を目標に増やしていきます。

地域間の連携と情報共有の仕組みの構築

- 地域発信型ネットワークにおいて、各会議での情報共有を強化し、認知症高齢者の徘徊等、地域の横断的な課題解決に努めます。

1-5 高齢者の権利擁護支援の充実

【現状と課題】

権利擁護支援センターは、高齢者の権利侵害への対応や社会的に支援が必要な高齢者に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行い、相談件数は、年間約1,500件～2,000件となっています。また、高齢者虐待の通報件数は、平成23年度～平成25年度の3年間で108件であったものが、平成26年度～平成28年度の3年間では148件に増加しています。

権利擁護支援センターにおける相談内容の多くは、高齢者虐待対応などの権利侵害に関する相談となっており、高齢者とその家族の支援が求められています。

高齢者の権利侵害の対応には、家族単位の支援が不可欠であり、その支援には、権利擁護支援センターだけでなく、高齢者生活支援センターをはじめ、障がい分野等の関係機関、司法関係機関、行政等との連携・協働が求められますが、高齢者の権利侵害の深刻化を防ぐためには、権利侵害を受けている高齢者等を早期に発見し、適切な相談窓口につなぐ地域の協力が最も重要であるといえます。

また、「権利擁護」に関する知りたいことについて、アンケート調査の結果によると、一般高齢者では、「福祉サービス利用援助事業」、「成年後見制度」が多くなっており、これらの具体的な活用方法を含め、高齢者のニーズに合わせた周知の工夫が必要です。

今後も、高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう権利擁護支援のネットワークの充実を図ります。

権利擁護支援センターの主な事業内容

- ①権利擁護に関する専門相談
- ②虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援
- ④高齢者及び障がい者等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催
- ⑤権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築及び活動
- ⑥地域の権利擁護支援の担い手(第三者後見人を含む)の養成及び活動に関する事業

高齢者虐待の通報件数(疑いを含む)

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度
通報等の件数	30	64	54
身体的虐待	8	8	8
心理的虐待	11	7	8
介護や世話の放棄・放任	3	6	5
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	4	3	2

* 通報月末時点での件数を計上(要介護施設従事者等による高齢者虐待を含む)

* 内訳は重複計上を含む

権利擁護支援センター相談対応の状況

(単位:件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
相談件数	1,422	1,521	2,215
成年後見制度に関する相談	354	279	720
金銭管理・財産管理に関する相談	120	113	112
生活困窮に関する相談	71	6	27
消費者被害・悪徳商法に関する相談	7	8	4
債務整理・浪費等に関する相談	84	12	41
権利侵害(虐待対応含む)に関する相談	615	867	1,003
苦情対応・相談	11	24	18
触法行為	0	0	5
相続・遺言に関する相談	39	16	61
その他権利擁護支援	121	196	224

【施策の方向】

関係機関との連携による権利擁護支援体制の充実

- 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センター間の連携に留まらず、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業等の関係機関、専門職団体及び警察等との連携による、権利擁護支援の充実を図ります。
- 高齢者の権利侵害や虐待への対応について、協働で課題を解決する取組を推進するためにトータル・サポートの仕組みを通じて、市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進し、支援体制の充実に努めます。
- 高齢者本人の意思決定ができるように支援します。

権利擁護に関する情報提供の強化

- 地域の相談窓口として、権利擁護支援センター、高齢者生活支援センターの効果的な周知を行います。
- 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用促進に向けて、普及啓発を強化します。

権利擁護支援システムの構築

- 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るための支援策を検討します。
- 地域における権利擁護支援の担い手(後見活動支援員、市民後見人など)の養成と活動の場の拡充を図ります。

-
- 権利擁護の普及啓発や地域での見守り、権利侵害の早期発見機能の向上を目指します。
 - 介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的とし実施している「介護相談員派遣事業」を継続、拡充します。
 - 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

権利擁護の意識を高める取組の推進

- 関係機関や専門職員に対する権利擁護に関する知識の啓発や支援に必要な知識や技術の習得を促進します。
- 権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族、地域住民への啓発を行います。
- 様々な媒体（広報紙やビデオなどの活用）を通じた権利擁護に関する知識の普及啓発や権利擁護意識の醸成に努めます。

1-6 認知症高齢者への支援体制の推進

【現状と課題】

認知症施策の推進については、国の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づき①認知症の理解を深めるための知識の普及や開発、②認知症の人の介護者への支援の推進、③認知症の人およびその家族の意向の尊重への配慮、という内容が介護保険法に位置付けられました。本市における認知症施策も、新オレンジプランの考え方を踏まえて推進していくこととなります。

本市では、これまでも、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を目的に、市民や市職員を対象とし講演会、出前講座等を実施し、広報紙やパンフレットによる啓発及び情報提供に取り組んできました。そして、平成 28 年度に認知症初期集中支援チームを設置しました。本チームは医師（認知症サポート医）・看護師・高齢者生活支援センター職員の3名体制で編成され、認知症が疑われるものの適切な医療や介護サービスにつながない人等に対して、訪問等による支援をおおむね6か月以内の期間に集中的・包括的に行い、在宅での自立生活のサポートを行っています。認知症初期集中支援チームの実績件数が少ないため、効果的な周知活動も必要です。

また、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するため、認知症に関する知識の普及啓発を行う「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催し、これまでの受講者は9,000人を超えました。さらに認知症に対する理解を深めるためのステップアップ講座も実施しています（平成28年度2回開催）。今後も、「認知症サポーター養成講座」の受講者を増やしていくとともに、受講者が講座によって得た知識を活かせるような活動の場を提供していく必要があります。

認知症予防については、従来の運動機能向上プログラムに、ゲーム要素を取り入れた運動を取り入れ、軽度認知症のリスクがある人に対応したプログラムとなるよう実施しています。

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、よりサービスを充実させるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者を決定しました。一方、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び小規模多機能型居宅介護は事業者が決まっておらず、今後、サービス内容の周知や介護人材の確保などの課題を解決していく必要があります。

また、徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続して実施するとともに、振り込め詐欺や住宅改修にからむ悪質商法等の被害にあわないよう啓発活動、情報提供にも取り組みました。そして、今後は(仮称)認知症高齢者 SOS ネットワークの実効性を高めていく必要があります。

本計画策定のために実施した市民ワークショップでは、「認知症高齢者への支援」をテーマに、参加者から様々な意見が出されました。今後は、「必要な人に適切な行政サービスを提供できるよう、行政サービスの理解の促進」、「認知症や高齢者福祉について、学校教育や生涯学習の場を活用した推進」、「認知症の人が安心して過ごせる居場所づくり」、「地域のニーズに応じた見守り体制の構築や集いの支援」等の取組が必要です。

これまでの取組の成果や、整備された基盤を一層充実させ、養成された認知症サポーターが、認知症高齢者の見守りや早期発見に取り組むとともに専門職との連携が進められるよう、活動支援体制を構築していくことが求められています。

要介護等認定者における認知症高齢者数の推移

(単位:人)

合計	H27年		H28年		H29年(9月1日実績)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
合計	4,704	100.0%	4,852	100.0%	4,872	100.0%
自立	1,636	34.9%	1,669	34.4%	1,623	33.4%
I	729	15.5%	730	15.0%	792	16.3%
II a	533	11.3%	557	11.5%	523	10.7%
II b	899	19.1%	976	20.1%	1,037	21.3%
III a	500	10.6%	539	11.1%	548	11.2%
III b	129	2.7%	111	2.3%	99	2.0%
IV	253	5.4%	246	5.1%	224	4.6%
M	25	0.5%	24	0.5%	26	0.5%

*各年10月1日、認知症自立度分布による集計

【施策の方向】

認知症に関する正しい知識の普及・啓発

- 市民や市職員を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会や講習会、出前講座の開催とともに、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の普及を図ります。
- 保健・医療・福祉関係機関の連携による認知症予防の効果的な啓発を行っていきます。
- 認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育

	<p>成するために、認知症サポーター養成講座を継続実施し、より気軽に受講できる工夫や様々な世代へも積極的に働きかけることで、年間 1,200 人のサポーター養成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校でも認知症サポーター養成講座をカリキュラムに取り入れてもらうよう周知していきます。 中学生対象のトライやる・ウィークで、福祉施設に出向く機会を引き続き設け、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進します。
<p>認知症支援のためのネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明高齢者の安全を確保するため、（仮称）認知症高齢者 SOS ネットワークを活用します。 （仮称）認知症高齢者 SOS ネットワークの実効性を高めるため、協力員等のネットワークを活用した認知症行方不明者高齢者検索模擬訓練を実施します。
<p>早期発見、相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「認知症初期集中支援チーム」の効果的な活用について周知・啓発を行います。 認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐため、高齢者生活支援センターに認知症地域支援推進員を継続配置します。 高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発します。 医療機関、高齢者生活支援センターなどとの連携による早期発見の仕組みづくりを行います。 保健センターの電話相談や健康相談事業において、医師、保健師等専門職による相談を実施し、必要に応じて専門医療機関への紹介を行います。
<p>認知症ケアパスの周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の在宅支援に関わる医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、認知症ケアパスの（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）記載内容のブラッシュアップを行い、周知啓発に努めます。

認知症高齢者や介護家族への
支援の充実

- 住み慣れた地域で必要なサービスが利用できる、精神的に安定した生活を送ることができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを提供する基盤を整備し、小規模多機能型居宅介護などのサービス内容の周知を図ります。
- 認知症高齢者や介護家族を支援する徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続実施するとともに、利用促進を強化します。
- 消費者教育推進計画に沿って、住宅改修にからむ悪質商法や押し買いなどの消費生活トラブルの被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見を進めていきます。
- 若年性認知症の人のニーズを把握し、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討します。

居場所づくり

- 認知症の人が利用しやすく、気兼ねなく集まることができる居場所づくりに取り組みます。

【現状と課題】

地域支援事業の任意事業及び介護保険サービスを補完する市の一般施策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者等を対象とした生活支援、家族介護への支援に関する各種サービスや事業を実施しています。

また、平成28年度からは、住民が主体となった生活支援等のサービスや地域での助け合い活動の仕組みを構築する推進役として地域支え合い推進員を市内5か所に配置しています。

高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から、今後も利用ニーズ等を踏まえた内容のサービスや介護保険の総合事業との調整も行い、事業の充実に取り組んでいく必要があります。

生活支援に関する各種サービス等の実施状況 (単位:件,日,回,人,食,枚)

		H26年度	H27年度	H28年度
生活支援ショートステイ	利用件数	69	45	49
	利用日数	1,393	813	779
食の自立支援事業(配食サービス)	利用実人数	234	18	11
	配食数	35,083	3,365	2,080
日常生活用具給付	利用件数	141	105	98
高齢者住宅等安心確保事業	安否確認訪問件数	21,179	19,044	18,960
	相談件数	978	2,051	2,276
	その他	5,232	5,325	4,405
緊急通報システム事業	登録者数	90	78	74
理美容サービス	利用者数	23	21	17
寝具洗濯・乾燥・消毒サービス	利用者数	6	4	5
要介護高齢者外出支援サービス事業	利用枚数	1,338	1,139	1,240
認知症高齢者見守り支援事業	利用件数	0	2	2
成年後見制度利用支援事業	利用件数	5	5	11
徘徊高齢者家族支援サービス事業	登録者数	14	9	12
	検索回数	8	80	12
家族介護用品支給事業	利用件数	239	206	239
家族介護慰労事業	支給者数	3	4	4

【施策の方向】

高齢者の自立した生活や家族介護への支援等を目的としたサービス・事業等の充実

- 高齢者の生活、寝たきり高齢者・認知症高齢者、家族介護、住環境整備の支援に向けた各種サービスや事業の対象者、実施内容について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、内容の調整・充実を図ります。
- 地域支え合い推進員を市内5か所に継続配置し、社会福祉協議会、高齢者生活支援センター等と連携しながら、地域の資源やニーズを収集し、本市に必要な社会資源・サービスの開発や担い手の育成を進めます。

任意事業による日常生活支援の
実施

- 家族介護への支援などの日常生活支援を地域支援事業の任意事業として継続実施します。
（日常生活支援に関する任意事業は以下のとおり）
 - 認知症高齢者見守り支援事業
 - 家族介護用品支給事業
 - 家族介護慰労事業
 - 徘徊高齢者家族支援サービス事業
 - 食の自立支援事業
 - 緊急通報システム事業
 - 高齢者住宅等安心確保事業

在宅生活を支援するサービスや事業

種類	サービス内容
生活支援ショートステイ	概ね自立した生活をしているものの、家族不在時でひとりでの生活に不安がある高齢者、在宅生活を継続するための指導や支援が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームで食事の提供や入浴サービスを行います。
食の自立支援事業	ひとり暮らし高齢者等で食生活に支障をきたし援助を必要とする人に対して、健康で自立した生活を送ることができるように、「食」の自立の観点から栄養指導や栄養診断、治療食の配食サービスを行います。
日常生活用具給付	要援護高齢者の在宅生活の継続を図り、自立を支援するため、電磁調理器・火災報知器・一点杖・リハビリシューズ等の日常生活用具を給付します。
高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の生活面または健康面の不安に対応するため、生活援助員を派遣し、安全で快適な生活を送れるように在宅生活を支援します。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営む上で注意を要する人に、緊急事態において緊急通報体制の確保や日々の不安の解消を図るため、緊急通報システムを貸与します。

寝たきり高齢者や認知症高齢者を支援するサービスや事業

種類	サービス内容
理美容サービス	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上のため、理美容師が訪問して理美容サービスを行います。
寝具洗濯・乾燥・消毒サービス	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上を図るとともに、介護者の負担軽減を行うため、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施します。
要介護高齢者外出支援サービス事業	要介護高齢者で、交通機関の利用困難な在宅の寝たきり及び認知症高齢者の生活行動範囲の拡大、通院や通所の利便性を高めるため、移送用車両を利用する際の費用の一部を助成します。
認知症高齢者見守り支援事業	家族等が介護疲れで休息が必要な時、冠婚葬祭、医療機関の受診等で日常の見守りができない場合、ホームヘルパーの有資格者が訪問して高齢者の話し相手や見守りを行います。
成年後見制度利用支援事業	精神上の障がいによって、判断能力が十分でない認知症高齢者等を保護する成年後見制度の申立てができない場合、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。

家族介護を支援する事業

種類	サービス内容
家族介護用品支給事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者を、在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ等の家族介護用品を支給します。
家族介護慰労事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者が、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった場合、家族介護者に対して助成金を支給します。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	在宅で徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族を対象に、高齢者を早期に発見できる位置情報提供システム機器を貸与します。

2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

2-1 生きがいつくりの推進

(1) 自主的な活動の促進

【現状と課題】

本市では、新たに「ひとり一役活動推進事業」や「介護予防・通いの場づくり事業」を創設し、地域住民の自主的な活動についていっそうの推進を図っています。

また、地域住民の活動としてあしや YO 倶楽部は、高齢者の仲間づくりや生きがい活動として発表会等を行っており、老人クラブは、地域貢献を念頭に「仲間づくり」等の活動を行う老人福祉増進に寄与する団体として活動を行っています。老人クラブについては新規加入者が少ないことが課題となっています。そのため、老人クラブ連合会は会員増強に向けて専門部会を立ち上げ、平成 28 年度から自主事業としてはびねすカード事業を実施し、積極的な会員増強活動を行っています。

社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターでは、各ボランティアの活動に対する助成金の交付を行うとともにボランティアの育成や福祉ニーズとボランティア活動を結びつけるコーディネートを行っています。熊本地震の復興活動では、社会福祉協議会、芦屋大学と協力し、現地でのボランティア活動を実施しており、今後も必要な連携を図っていきます。今後は、ボランティア活動センターの活動を広げるため、さらなるコーディネート機能及び相談体制の強化が必要とされています。

アンケート調査では、一般高齢者で、ボランティアのグループに参加している人は約 1 割にとどまっています。また、活動者の高齢化が進み、後継者の確保・育成が課題となっています。ボランティアを増やすためにも、引き続き、養成講座や情報発信を工夫していくことが求められます。

また、コミュニティ・スクールでは小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として活動を行っており、今後も継続した取組を行っていく必要があります。

本市には、協働の拠点である「あしや市民活動センター（リードあしや）」があり、市民活動等に関する相談、市民活動団体の相互交流とネットワーク支援、市民活動に関する情報の収集及び提供を行っています。今後は、高齢者が参画しやすい市民活動に関する情報を提供していくことが必要です。

老人クラブの状況

(単位: 団体, 人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
老人クラブ	団体数	48	47	47
	会員数	3,015	2,975	3,042

【施策の方向】

老人クラブ、あしやYO 倶楽部への活動支援	<ul style="list-style-type: none">活動費の助成を継続するとともに、活動に役立つメニューの情報を提供していきます。地域の各種団体やグループとの連携、自主的な企画運営による会員増強に向けた事業展開、リーダーの養成など、魅力ある活動に向けた取組を支援していきます。健康づくり、介護予防関連事業への参加・協力の呼びかけをはじめ、多様な機関との連携を強化し、活動の活発化を支援します。
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">本市において活動するボランティアに対し、その活動上必要な経費を助成することにより、ボランティア活動の一層の促進及び充実に図ります。社会福祉協議会と協力し、市民への広報活動の実施や、市の保健福祉事業との連携によるボランティア活動の場の拡大を図り、ボランティア活動を推進します。
コミュニティ・スクールの活動支援	<ul style="list-style-type: none">小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域社会の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として、コミュニティ・スクール活動を推進し、運営に関する費用の助成を行います。
市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進	<ul style="list-style-type: none">NPO 及びボランティア活動等の市民活動に関する相談等の事業を行い、自立的な活動を支援します。市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行い、生きがいづくりを推進します。市民活動に関する情報の収集及び提供を行い、高齢者が参画しやすい環境づくりを行います。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場づくり事業の実施により、身近な地域で気軽に健康づくりやボランティア活動等に参加できる場、仕組を充実します。

(2) 生涯学習の推進

【現状と課題】

本市では公民館事業として満60歳以上の人を対象とした学習の場である「芦屋川カレッジ」や「芦屋川カレッジ大学院」を設置し、多くの高齢者が参加され、学習活動が続けられています。平成29年度では、芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院、それぞれ受講者は74人、114人となっています。

また、修了後も受講者による自主的な活動につながる仕組みづくりに取り組んでいます。受講者同士の仲間づくりの場としてOBによる学友会を結成するなど活発に活動が行われています。芦屋川カレッジ学友会の会員数は約800人となっています。また、公民館の他の事業でもさまざまな企画により高齢者の学習意欲の向上に努めています。

今後も、参加者の生きがいづくりを目指して、高齢者の学習ニーズに応じた学習内容の充実や、参加しやすい学習機会の創出を図るとともに、参加者のみのつながりではなく、学習成果を地域活動等へ活かせる仕組みづくりや参加者が地域で活躍できる場の提供等も含めて、幅広い関係機関との連携を進めていく必要があります。

また、高齢者の学習ニーズに応じた学習の機会の創出を図るとともに、より気軽に参加できる体制づくりを行っていきます。

【施策の方向】

生涯学習に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やホームページを活用した生涯学習に関する情報の提供を強化します。・ 幅広い市民層における学習意欲の高揚を図ります。
芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者のニーズに即した学習内容となるよう、ニーズの把握や企画の調整等に努めます。・ 受講者における修了後の自主的な活動等を支援するために、必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化します。・ 受講者が生きがいづくりや地域でリーダーとして活躍できる仕組みを構築します。・ 地域づくりをテーマとした学習内容を導入し、地域への貢献や地域活性化等の重要性の啓発を図ります。
公民館講座や講演会などの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的な高齢者ニーズの把握により企画内容を充実し、参加者の増加を図ります。
多様な学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none">・ 芦屋市生涯学習出前講座、市民版出前講座「あしや学びあいセミナー」及び地域団体

と協力しての事業開催など、気軽に参加できる学習機会を充実します。

- 文化財関連の展示、普及啓発イベント等を実施し、学習機会を創出します。また、美術博物館や谷崎潤一郎記念館での多様な方法による学習機会を創出します。

(3) スポーツ活動等の推進

【現状と課題】

高齢者の運動・スポーツに関する取組として、スポーツリーダーの発掘と養成を目的とした認定講習会の開催や、身近で気軽に楽しく、継続できるプログラム（簡易体力測定、ウォーキング、グラウンドゴルフや公式輪投げなどのニュースポーツ）などをすすめています。

アンケート調査では、一般高齢者では「スポーツ関係」の参加者が増加しており、スポーツ活動等の推進の一定の成果があがっています。

今後、高齢者の増加を見据えた参加しやすいプログラムの開発やその指導者の養成が必要となります。さらに広く活動を周知し、高齢者が気軽にできるニュースポーツや健康づくりの支援が必要です。また、スポーツリーダーが地域で活動するための仕組み作りが必要となります。

【施策の方向】

スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none">• スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク（ボランティア登録）を継続実施します。• 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充します。
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none">• 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業を継続実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図ります。• 幅広い関係機関による連携のもと、気軽に参加できるニュースポーツや、世代間の交流もできるファミリースポーツ、レクリエーション活動等の研究に取り組みます。
スポーツ・レクリエーション施設の充実	<ul style="list-style-type: none">• 多様なスポーツニーズに応えられるよう、プールやスポーツ公園、体育館、テニスコートなど、既存のスポーツ施設の利便性と快適性の確保に努めます。

- 誰もが気軽に利用できるよう公園やウォーキングコース等の整備，充実について検討します。

(4) 生きがい活動支援の充実

【現状と課題】

日常生活での楽しみは、生きがい活動へと繋がり、日々の充実感を得るものと考えられます。日常生活での楽しみについて、アンケート調査では、一般高齢者は「買い物」(47.3%)、「趣味の活動」(46.0%)、「旅行」(43.2%)、要支援認定者は「孫など家族と会ったりすること」(36.9%)、「買い物」(31.9%)、「趣味の活動」(27.6%)が上位を占めています。

生きがいづくりに関する取組は、行政内部の多岐に渡る部署がそれぞれの領域で実施しており、高齢者部門においては生きがい活動事業として、地域における活動、老人クラブ活動、スポーツ、趣味及び文化活動等の社会参加の機会を促進するため、バス運賃割引証の発行や、高齢者生きがい活動支援通所事業等の実施を行っています。また、高齢者生きがい活動支援通所事業については年々利用者が増加しており、ニーズが増加しています。今後も家に閉じこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる場所を充実します。

今後は、高齢者の心と身体の健康に大きく影響する生きがいづくりの推進について、高齢者のニーズを踏まえて、行政内部はもとより多様な関係機関や団体等が連携して取り組むことが重要です。また、高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、各種生きがい行事など、幅広い視点から高齢者の社会参加を促進する事業を継続していくことも必要です。

生きがいづくりを支援する各種事業の実施状況

(単位:人,回)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
高齢者バス運賃助成事業	発行件数	930	882	1,120
高齢者証明書の発行	発行者数	210	141	124
高齢者生きがい活動支援通所事業	実施回数	248	234	343
	参加者数	3,377	3,326	4,815
はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費助成事業	発行者数	739	636	673
敬老祝金支給事業	対象者数	434	443	457

【施策の方向】

全庁的な生きがい推進体制の充実

- 高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく、健康づくり、社会教育、スポーツ、地域福祉など、各分野で実施されている取組が効果的に展開されるよう、高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討します。

<p>生きがいづくりの支援強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 参加者をより拡充するよう、広報やホームページ等による生きがいづくりへの参加の呼びかけに努めます。 • 各種講座やイベントの情報、サークル・団体等による活動状況など、生きがいづくりに関する総合的な情報提供や相談体制の強化を図ります。 • 高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図ります。
<p>活動場所の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティ活動の拠点として、各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいづくりの活動場所として充実を図ります。 • 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう倶楽部」について、広報紙等による情報提供や関係機関への呼びかけを行い、多様な団体・グループの活動場所としての活用を図ります。
<p>高齢者の社会参加を促進するための事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業など、老人クラブ活動、スポーツ、趣味や文化活動・就労など社会参加の促進を支援する各種事業について、必要な見直しや拡充を行います。

生きがいづくりを支援する事業

種類	サービス内容
高齢者バス運賃助成事業	市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者を対象に、市内を運行する阪急バス路線において、所定の運賃の半額で乗車できる高齢者バス運賃割引証を発行します。
高齢者証明書の発行	県内・市内の指定公共施設、公共的施設、興行施設を割引料金で利用できる高齢者証明証を発行します。
高齢者生きがい活動支援通所事業	閉じこもりがちな高齢者を対象に、健康体操や陶芸、手芸、絵画等の趣味活動のサービスを提供します。
各種生きがい行事	高齢者のつどい(演芸フェスティバル)、敬老会、100 歳高齢者福祉事業、高齢者スポーツ大会を開催します。
はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費助成事業	70 歳以上の人を対象に、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術費の一部を助成します。
敬老祝金支給事業	敬老の日を記念し、88 歳、100 歳の人にお祝いとして敬老祝金を支給します。

2-2 就労支援の充実

【現状と課題】

一般高齢者のアンケート調査では、現在、収入がある仕事をしている人は 29.0%で、今後、収入のある仕事を希望する人は、17.2%となっています。また、現在の職業又は希望する職業は、専門職や技術職が 26.9%と最も多く、働き方で重視する条件として、自分の体力に合った仕事が、51.5%(複数回答)を占め、次いで経験や知識を生かせる仕事が、50.8%(複数回答)となっています。

本市では、定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就労の機会を確保し、組織的に提供する公益社団法人であるシルバー人材センターでは運営費補助を継続実施するとともに、高齢者に適した業務の委託も実施しています。シルバー人材センターとしては登録会員を対象とした講習会等の実施をはじめ、家事援助サービス、外出同行、庭の除草及び植木の手入れ、散水、墓掃除、大工、塗装・左官、障子・網戸の張替えなど、高齢者の技能・知識・経験を活かした多岐に渡る活動が行われ、平成 29 年度からは新たに総合事業における生活支援型訪問サービス事業を実施しており、会員数、受注額ともに増加傾向にあります。しかし、希望する仕事が見つからない等の意見もあり、新規受注事業の拡大等が課題となっています。

また、会員数については増加傾向にあるものの、依然として男性会員の割合が大きいことも課題としており、女性会員比率の向上を図るため、女性会員拡大推進会で協議を行い、「女性の集い」を開催するなど積極的に女性会員の増強に取り組んでいます。

今後は、シルバー人材センターも含め、高齢者のニーズに合った職種や就労形態を検討し、多様な就労を支援しながら、就労機会の確保を図っていくことが重要です。

シルバー人材センターの活動状況

(単位:人, 件, 円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
会員数	1,004	1,054	1,092
受注件数	3,459	3,703	3,817
受注額	433,480,055	451,167,019	469,880,651

【施策の方向】

シルバー人材センターの充実

- 市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施します。
- 地域ニーズに応じた新規事業を推進するための支援をします。
- 子育て支援事業や介護予防応援事業等を実施します。
- 登録会員を対象とした技能講習等をサポートしていきます。
- 「はつらつ館」で行っている市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等の様々な講習会の開催を支援します。
- 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究を実施します。
- センターを窓口とした職業紹介事業や派遣事業を実施します。
- 総合事業に対する取組を支援します。

高齢者の就労機会の拡充

- 地域の実状に応じた多様な「人づくり」により高齢者の潜在力を引き出し、就労機会の拡充を図ります。

多様な就労の促進

- 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業への高齢者雇用の啓発を強化します。
- ハローワーク西宮（西宮公共職業安定所）が作成した求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援します。

2-3 住環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査によると、要支援・要介護認定者では、施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が72.4%となっています。また、一般高齢者を対象としたアンケート調査では、将来の住まいとして、どのような場所で介護を受けたいかという質問では、「現在の居宅」が52.9%で最も多く、次に「サービス付き高齢者向け住宅」9.9%となっており、いずれも多くの方が在宅での生活を望まれています。

また、要支援・要介護認定者へのアンケート調査では、自分の身の回りのことができなくなったときに、どのようなサービスがあれば在宅生活を続けていくことができるかという質問では、「訪問介護や訪問看護などの在宅サービス」が57.5%で最も多く、次いで「緊急時に利用できる在宅介護サービス」が55.7%、「状態が悪化したときなどに緊急で入れる施設」が51.4%となっています。

本市では、住宅改造費助成事業（特別型・一般型）や老人居室整備資金貸付制度、分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業を実施しており、長寿社会に対応した住まいづくりの実現を目指しています。

また、公営住宅である市営住宅では、住宅困窮者登録採点基準の配点により、高齢者世帯における優先入居を支援しています。

高齢化によるニーズの拡大、多様な事業者による事業参入を背景に全国的に有料老人ホームが増加している中、提供するサービスの多くは事業者と入居者の契約によることから、サービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要です。そのため、平成29年度の老人福祉法改正では、有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームに入居しようとする人が、その選択を適切に行うために必要なサービス内容及び運営状況に関する情報を、県に報告するという規定が新たに追加され、県はその報告された事項の公表を義務付けられました。本市でも利用者の利便性の向上及び施設の適切な選択ができるよう積極的に情報を発信することが重要です。

また、公営住宅では入居者の高齢化が特に進んでおり、住宅の建て替え・改修等により、バリアフリー化を行うなど高齢者にとって住みやすい住宅整備を行っていく必要があります。

住環境の整備に関する福祉サービスの実施状況

(単位:件)

		H26年度	H27年度	H28年度
住宅改造費助成事業(特別型)	利用件数	13	23	11
住宅改造費助成事業(一般型)	利用件数	—	1	9
老人居室整備資金貸付制度	利用件数	0	0	0
分譲共同住宅共用部分 バリアフリー改修助成事業	利用件数	3	1	2

【施策の方向】

公営住宅の充実

- 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替えや改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保します。
 - 見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討します。
 - 既存の住宅から公営住宅へ的高齢者の住み替えニーズが高まっていることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要請していきます。
-

多様な住まいの情報の提供・支援

- 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、有料老人ホームやシルバーハウジング、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行います。
 - 施設での生活を希望する人については、特定施設や認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームなどの情報の提供に努めます。
-

住環境整備への支援

- 在宅での住まいづくりでは、住宅改造費助成事業（特別型・一般型）や老人居室整備資金貸付制度や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業についてホームページやパンフレット等で周知し、利用促進を図ります。

住環境の整備を支援する事業

種類	サービス内容
住宅改造費助成事業 (特別型)	介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方で、身体機能が低下し、日常生活に支障が出てきたために住宅改造が必要な場合、既存住宅を改造する費用の一部を助成します。
住宅改造費助成事業 (一般型)	既存住宅を高齢者に配慮したバリアフリー住宅に改造する場合、改造工事に要する費用の一部を助成します。
老人居室整備資金貸付制度	60歳以上の高齢者と同居を予定する世帯が、高齢者の居室を整備するために住宅を新築又は増改築する際に資金の貸付を行います。
分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業	既存の分譲共同住宅の共用部分を高齢者及び障がい者に対応したものに改修する経費を助成します。

2-4 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備

【現状と課題】

“地域の安全は地域自らが守る”との意識のもと、平成29年10月1日現在60団体が「まちづくり防犯グループ」として結成し、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動や美化活動など、安全で快適な暮らしの実現を目指した活動を行っています。また、芦屋警察署、防犯協会の協力のもとに、地域ぐるみによる防犯活動にも取り組んでおり、街頭犯罪の件数は減少しています。各防犯グループとも活動内容が定着化してきているものの、構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の加入、後継者不足が課題となっています。

一方、空き巣や振り込め詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪については、高齢者が詐欺などに遭わないように広報紙や出前講座等で啓発を実施しています。また、高齢者の身近な相談窓口である高齢者生活支援センター、居宅介護支援事業所に情報提供し、注意喚起を行っています。

犯罪防止については、ケーブルテレビの活用による啓発も行っていますが、高齢者が日々の暮らしの中で悪質商法等の被害に遭わぬよう、具体的な対応策の検討とともに、重要となる地域コミュニティの更なる活性化を推進する必要があります。

今後も、市民の自主的な防犯活動を支援するとともに、まちづくり防犯グループによる連絡協議会や、関係機関で構成される「生活安全推進連絡会」等を通じて、市民の防犯意識の高揚と活動の活性化を図っていくとともに、関係機関の細やかなネットワーク作りが重要です。

また、災害時支援体制の整備について、各自治会の構成員等が中心となった「自主防災会」の組織化を進めており、現在の組織率は市全体の90%以上となっています。また、民生委員・児童委員が各戸訪問等により作成した「緊急・災害時要援護者台帳」について、受領を希望する自治会ならびに自主防災会に対して「要配慮者名簿」として整備し、提供しています。

自治会や自主防災会等は、高齢者施設を含め、「要配慮者名簿」を活用した防災訓練を行うとともに、日常的な見守りを通じて、民生委員・児童委員や福祉推進委員等と協力して共に支え合う地域づくりを進めています。一方、災害時緊急時の対応について、アンケート調査

によると、要支援・要介護認定者では、「ひとりで避難できない」と回答された人が、49%あり（「一人で判断できるが、避難できない」と「一人で判断できないし、避難できない」の合計）、地域における支援体制を早期に構築する必要があります。今後も、民生委員・児童委員、福祉推進委員、自治会、自主防災会等が連携を図りながら、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県の「災害時要援護者支援指針」に基づく、「芦屋市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、風水害・土砂災害等を想定した要配慮者への情報伝達や避難支援などの避難訓練を実施し、支援体制の整備を進め、災害に強いまちづくり目指します。

【施策の方向】

地域における防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、関係機関やグループ間の情報共有の場を設けることで活動の継続と活性化を目指します。 関係機関によって構成される「生活安全推進連絡会」等を通じ、各団体の連携を深めることで、地域防犯活動の充実に努めます。
悪質な犯罪からの被害防止	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が新たな手口の悪質商法や振込め詐欺などにあわないよう、広報紙や出前講座等で啓発に努めます。 クーリング・オフ制度などの活用方法、消費生活相談の窓口の周知を強化します。 民生委員・児童委員、地域発信型ネットワーク等を活用した被害の予防や早期発見の仕組み、相談体制について、幅広い関係機関の連携による支援を行います。
災害時における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成や近隣地域の横断的な防災活動の啓発に取り組みます。 地域防災訓練等へ的高齢者を含む、幅広い世代の参加者の拡充に努めます。 緊急・災害時要援護者台帳を継続的に更新し、個人情報保護に留意して障がい福祉、消防、防災などの分野で要援護者台帳の活用や共有を図ります。 個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮

者への情報伝達や避難支援・福祉避難所の設置運営などの訓練を行います。

- 津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設、避難所の周知などについて、要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行います。

3 総合的な介護予防の推進

3-1 一般介護予防の推進

【現状と課題】

本市では、介護予防センターを、高齢者が自由に利用できるよう開放し、マシントレーニングができる環境の整備と、グループエクササイズプログラムを提供するとともに、福祉センターにある水浴訓練室を活用した水浴訓練による介護予防事業も行ってきました。更に、市内各所で全ての高齢者を対象とした介護予防事業「さわやか教室」も実施しています。また、41か所の公園には健康遊具を設置しており、身近な場所で介護予防活動ができるよう環境を整えています。

平成22年7月に開設した介護予防センターは、利用者数が年々増加しており、平成28年度には年間の延べ利用者数が28,000人を超えています。利用者には、運動機能の向上を図ることはもとより、運動や健康について等共通の話題を通じて、コミュニケーションの場としても活用いただいています。

平成29年の改正法により、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化されます。自立支援等施策及びその目標を定め、実施状況や目標の達成状況の結果を公表するよう努めるとされ、地域支援事業の評価指標が導入されます。また、介護予防の取組がより効果的に推進されるよう、介護予防・自立支援に特化した指標が検討されている状況です。

介護予防センターの利用状況

(単位:人/年)

	実績		目標値			
	H27年度	H28年度	H29年度	計画期間		
				H30年度	H31年度	H32年度
新規登録者人数	304	214	300			
利用延べ人数	27,503	28,529	28,000			

【施策の方向】

一般介護予防事業の推進

- 全ての高齢者を対象に、健康相談等の場を活用して、高齢者生活支援センターが中心となって、各地域でも介護予防の普及啓発を行います。
- 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある人など、さわやか教室に通うことが困難な高齢者を対象とした訪問型介護予防プログラムを継続実施します。
- さわやか教室では、全ての高齢者を対象に、体操や音楽療法、水浴訓練による介護

	<p>予防事業を継続実施すると共に、介護予防の重要性を周知し、事業への参加を促します。</p>
<p>自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目的を設定、関係者間で共有し、自立支援や介護予防に向けた様々な取組の推進を検討します。 ● 自立支援や介護予防に特化した指標を基に、介護予防の取組を、より効果的に推進します。 ● 自立支援や重度化防止に向けた支援の在り方を多職種で自立を阻害している要因を探りながら対応を検討する。 ● リハビリ職等と連携して多職種が参加する地域ケア会議を実施します。
<p>介護予防センターの活用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防センターの周知に取り組み、自主的な介護予防への取組を推進します。介護予防センターにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。
<p>健康遊具の活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊具の更新時に、近隣住民のニーズを把握した上で、ニーズに即した健康遊具の設置に努めます。 ● 新・あしやウォーキングマップや公園お楽しみガイドブックを周知し、施設の有効活用を図ります。
<p>介護予防事業の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● より効果的な事業展開が行えるよう、事業の参加者数といったアウトプット指標や、体力測定や介護認定状況の推移といったアウトカム指標を用いて評価します。

3-2 住民主体の介護予防の推進

【現状と課題】

これまで本市の介護予防は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防教室終了後に継続的に活動的な状態を維持するための取組や事業の周知が十分ではありませんでした。

今後は、人と人とのつながりを通じて、効果的・効率的な介護予防事業を推進するため、介護予防教室への参加をきっかけとした自主活動グループの発足を支援するなど、より多くの方が継続的な介護予防に取り組めるよう推進します。また、活動や参加に焦点を当て、社会への参加を促すことで、日常生活の活動性を高め、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指します。

【施策の方向】

住民主体の介護予防活動への支援

- 高齢者が主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、地域活動の情報提供や住民グループの育成支援に取り組みます。
- 新・あしやウォーキングマップを活用し、地域での介護予防活動の実践を推進します。
- 自主的に活動するグループへ運動トレーナーを派遣し、年間15団体を目標に継続した体操等の介護予防活動を支援します。

社会参加による介護予防の推進

- ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場事業補助等の事業の推進により高齢者の主体的な活動への参加を促進し、介護予防を推進します。
- 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続実施し、高齢者の社会参加の機会を増やします。

3-3 総合事業の推進と介護保険サービスによる予防給付

【現状と課題】

本市では、平成29年4月より、介護予防事業は新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行し、総合的な介護予防の推進に取り組んでいます。

要支援認定者に対するアンケート調査では、「自分の身の回りのことができなくなったときに、どのようなサービスがあれば在宅生活を続けていくことができると思いますか」という質問に、約7割が「在宅で受けられるサービス」をあげています。居宅サービス（予防給付）利用量の検証の結果、平成28年度において実績が計画値を上回っているサービスは、介護予防訪問看護、介護予防短期入所生活介護、住宅改修という状況です。

本市では、適正な介護認定審査を行うため、審査会委員に対し、兵庫県主催の審査会委員研修の受講を勧め、本市主催の介護認定審査会全体会の開催に取り組み、審査会委員のスキルアップや審査判定の平準化を図りました。今後も、介護認定審査会における審査手順の共有化、個々の委員や協議体間の審査手法の平準化を継続的に進めます。

また、利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、できるだけ自立した日常生活が営まれるよう、目標指向型のケアプランによる生活の質の向上を図るため、要支援者のケアプラン作成者に、年1回介護予防ケアマネジメント研修を受講することを要件としています。更に、ケアプランチェックを実施し、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランとなるよう必要に応じて指導・助言を行っています。

主な居宅サービス(予防給付)利用量の推移

(単位:人・回/月)

		H27年4月	H27年10月	H28年4月	H28年10月
介護予防訪問介護	人数	776	792	779	766
介護予防通所介護	人数	528	537	533	511
介護予防通所リハビリテーション	人数	98	94	93	101
介護予防訪問看護	回数	571	628	706	776

※介護予防訪問看護のみ1人あたり利用回数

居宅サービス(予防給付)利用量の検証

(単位:人/年,回/年,日/年)

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H27年度	H28年度
介護予防訪問介護	人数	9,804	10,092	9,434	9,207	96.2%	91.2%
介護予防訪問入浴 介護	回数	0	0	0	0	0%	0%
	人数	0	0	0	0	0%	0%
介護予防訪問看護	回数	6,599	6,929	7,637	9,022	115.7%	130.2%
	人数	1,836	2,088	1,796	2,000	107.3%	95.8%
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	1,144	1,411	1,228	1,030	107.3%	73.0%
	人数	216	240	236	219	109.3%	91.3%
介護予防居宅療養 管理指導	人数	792	972	795	914	100.4%	94.0%
介護予防通所介護	人数	6,732	7,440	6,406	6,182	95.2%	83.1%
介護予防通所 リハビリテーション	人数	1,560	1,944	1,124	1,167	72.1%	60.0%
介護予防短期入所 生活介護	日数	302	174	620	908	205.3%	521.8%
	人数	60	36	100	137	166.7%	380.6%
介護予防短期入所 療養介護	日数	62	62	77	49	124.2%	79.0%
	人数	36	48	18	7	50%	14.6%
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	1,272	1,416	898	929	70.6%	65.6%
介護予防福祉用具 貸与	人数	8,580	9,612	8,073	8,346	94.1%	86.8%
特定介護予防福祉 用具販売	件数	192	204	184	169	95.8%	82.8%
住宅改修	件数	192	180	191	202	99.5%	112.2%
介護予防支援	件数	16,200	16,968	16,201	15,913	100.0%	93.8%

予防給付のサービス目標量

(単位:人/年, 回/年, 日/年)

		実績			推計値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	計画期間		
					H30 年度	H31 年度	H32 年度
(介護予防訪問介護) 予防専門型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	人数	9,434	9,207				
	回数	0	0				
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0				
	人数	0	0				
介護予防訪問看護	回数	7,637	9,022				
	人数	1,796	2,000				
介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,228	1,030				
	人数	236	219				
介護予防居宅療養管理指導	人数	795	914				
(介護予防通所介護) 予防専門型通所サービス	人数	6,406	6,182				
介護予防通所リハビリテーション	人数	1,124	1,167				
介護予防短期入所生活介護	日数	620	908				
	人数	100	137				
介護予防短期入所療養介護	日数	77	49				
	人数	18	7				
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	898	929				
介護予防福祉用具貸与	人数	8,073	8,346				
特定介護予防福祉用具販売	件数	184	169				
住宅改修	件数	191	202				
介護予防支援	件数	16,201	15,913				

【施策の方向】

総合事業の推進

- 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、地域の実情に合わせた事業内容の検討を進めます。
- 平成29年4月に新設した生活支援型訪問サービスの供給量確保及び担い手育成のため、従事者研修を継続実施します。

対象者の選定

- 介護認定申請によるサービス利用やチェックリストの活用による事業対象者としてのサービス利用等、利用者本人が適切に選択出来るよう、専門職がアセスメントをした上で丁寧な助言を行います。
- 「芦屋市介護認定審査会」において、高齢者の状態の維持、改善の可能性の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、市が決定します。
- 認定結果に対する理解を深めるために、要支援1・2の認定区分に関する説明の充実を努めます。

介護予防ケアマネジメントの充実

- 利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランになるよう、ケアマネジメント研修や、プランチェックを行い、必要に応じて指導・助言を行います。
- 利用者がどのようになりたいかという目標を設定し、目標指向型のプランによる、生活の質の向上を図ります。
- 利用者本人の生活機能の低下の原因や状態にも着目しながら、高齢者生活支援センターが介護予防ケアマネジメントを行います。
- 一人ひとりの状態に応じ、自立に向けた介護予防を進めるために、介護予防事業や介護保険サービスの予防給付、インフォーマルなサービス等との継続性・整合性を図りながら、一貫したサービス体系のもとで介護予防ケアマネジメントを継続実施します。

4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

4-1 介護給付適正化の推進強化

【現状と課題】

介護給付の適正化を図ることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにつながります。本市では、介護給付適正化を推進するため、制度に関する情報提供や広聴、介護サービス事業者に関する情報公開の充実、ケアマネジャーへの支援、不正・不適正なサービス提供の把握に努めてきました。

平成29年の改正法では、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付等に要する費用の適正化について、施策及びその目標を定め、実施状況や目標の達成状況の結果を公表するよう努めるとされています。

介護保険制度に関する情報提供については、関係課と連携して市民向けパンフレットを作成しているほか、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビを活用して周知しています。また、出前講座等を通じて直接市民にサービスの利用方法を正しく理解していただく機会を設けています。平成29年9月には、「広報あしや」（高齢者福祉特集号）を51,000部作成し、65か所の関連施設等に配布しました。また、自治会、老人クラブ、民生児童委員、高齢者生活支援センター、市内居宅介護支援事業所、市職員が参加する地域での会議においても周知を行っています。

介護サービス事業者に関する情報については、芦屋市のホームページ等で公開しています。

ケアマネジャーへの支援は、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、ケアマネジャーを対象としたスキルアップのための研修や助言・指導を継続的に実施しています。

不正・不適正なサービス提供の把握については、利用者に介護給付費の通知を送付し、事業者には、ケアプランチェックや実地指導、県との合同による指導監査を行っています。平成29年度からは、国民健康保険団連合会給付適正化システムより提供される、ケアプラン点検対象事業所一覧を利用したケアプランチェックも実施しています。また、実地指導では、事業者の精査を求めることで、具体的に過誤請求に結びつくなど、成果を上げています。

さらに、国民健康保険団体連合会（国保連）のシステムを活用して得られた情報を元に、事業所に対して請求内容の確認依頼を定期的実施し、給付費の返還等も含め適正な給付が行われるよう、事業所への指導を実施しています。

課題としては、高齢者や家族に必要な情報が適切に届くよう、超高齢社会を見据えた情報提供のありかたについて検討し、情報提供を充実するとともに、市民のサービスの選択性を確保することが重要です。また、身近な地域のなかで、必要な情報が得られるような地域づくりも情報提供のあり方の1つとして重要です。

今後も広い観点から介護給付の適正化を推進し、介護保険制度への市民の信頼をより一層高めていくことが求められています。

【施策の方向】

給付適正化計画の策定	<ul style="list-style-type: none">• 国の示す第4期介護給付適正化計画に関する指針に基づき、本市が取り組むべき事項について、目標を定めて実施し、その実施状況を公表します。• 第7期中に、より具体性・実行性のある構成・内容になるよう見直しを行います。
介護保険制度と相談窓口の周知	<p>市の広報紙やパンフレット、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による介護保険制度と高齢者生活支援センターや市担当課等の相談窓口の継続的な周知に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 高齢者生活支援センターの存在を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等の生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、介護サービス事業所をはじめとする幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行います。
介護サービス事業者における情報公開	<ul style="list-style-type: none">• 介護サービス事業所が実施する事業の内容及びその他の情報を、市民がサービス利用時に活用できる仕組みについて、関係機関と連携しながら検討していきます。
ケアマネジャーへの支援の強化	<ul style="list-style-type: none">• ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修を継続実施します。• 地域のケアマネジメント力向上に市内の主任ケアマネジャーと連携して取り組みます。• 研修実施後のアンケート調査等を活用して、更にスキルアップが必要な分野の分析を行い、研修メニューの充実を図ります。• 支援困難事例などへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等を実施します。
不正・不適正なサービス提供の把握	<ul style="list-style-type: none">• 市によるケアプランチェックや介護給付費の通知、実地指導等を通じて、不正・不適正なサービス提供の把握に努めます。• 国民健康保険団体連合会介護給付適正化

システムの活用による重複請求などの縦覧点検や、医療情報との突合、住宅改修の実地確認など、より広い観点から介護給付の適正化を推進します。

芦屋市給付適正化計画(案)

第7期介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、本市が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を下記のとおり定める。

施策1 - 要介護認定の適正化	H30年度	H31年度	H32年度
① 市調査員による直接実施	60%	60%	60%
② 市職員による訪問調査票の事後点検	100%	100%	100%

【目標】

- ① 高齢者数の増加に伴い申請数が増加した場合も、市調査員による直接実施を6割以上行う。
- ② 委託調査による訪問調査票について、市職員により全件事後点検を行う。
市調査員による直接実施の訪問調査票についても、同じく全件事後点検を行う。

施策2 - ケアプランの点検	H30年度	H31年度	H32年度
ケアプラン点検の実施回数	3回	3回	3回

【目標】

- 3カ年で市内の全居宅介護支援事業所について点検を行う。
- 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から提供される「ケアプラン点検対象事業所・給付実績情報一覧表」で抽出された事業所のうち疑義のあるプランについて点検を行う。
- 利用者からの苦情・要望や、福祉用具購入・貸与審査等で必要性があると判断した事業所に対しては、全て点検を行う。

施策3 - 住宅改修等の点検	H30年度	H31年度	H32年度
① 住宅改修の専門職による審査	100%	100%	100%
② 福祉用具の専門職による審査	100%	100%	100%

- ①【目標】 住宅改修前に、見積書、図面、写真、ケアマネジャー等が作成した理由書について、専門職が利用者の自立に資する内容であるか全件点検する。また改修後にも、工事内訳書及び写真について、専門職が工事内容が承認された内容に則しているかを全件点検する。

②福祉用具購入前に、見積書、パンフレットの抜粋、ケアマネジャー等が作成した理由書について、専門職が利用者の自立に資する内容であるか全件点検する。軽度者に対する例外給付についても、提出漏れの無いように管理台帳を作成するなどして、同様に全件点検する。

① ②共に疑義が生じれば関係者にヒアリングを行い、必要と判断すれば対象者のケアプランを点検する。

施策4・縦覧点検・医療情報との突合	H30年度	H31年度	H32年度
実施月数	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月

【目標】

国保連から提供される一覧表について、提供された全月分のデータを利用して専門職から事業者への確認を促す。必要と判断すれば対象者のケアプランを点検する。本市において縦覧点検の有効性が高い帳票とその活用方法について検証しマニュアル化する。

施策5・介護給付費通知	H30年度	H31年度	H32年度
実施月数	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月

【目標】

毎年度実施月を変更して実施することで、不当請求への抑止力とする。また、市民からの問合せに丁寧に対応することで、保険給付の仕組みへの理解を深める。

4-2 要介護認定の適正化の推進

【現状と課題】

要介護認定の適正化は、介護給付等に要する費用の適正化の主要な事業の1つです。

本市では、要介護認定の適正化を推進する観点から、要介護認定に必要な認定調査について、認定調査員の増員等に取り組み、市調査員による直接実施体制を強化してきました。この結果、認定調査の実施件数の6割以上が市調査員による実施となっています。

また、平成24年度より、申請者の増加に伴う結果遅延の解消のため、審査会の合議体数を増やし、年間の審査会の開催回数を約190回とし、処理件数増加に対応できる体制としました。

市外の認定調査など市調査員による直接実施が困難な場合については、委託先の民間事業者から受け付けた調査票を、審査会前に市町村職員が全件点検し、主治医意見書との差異が大きい場合などには、委託先の調査員に内容確認を行うなど、適正化に努めています。

また、調査員を指導する立場の市職員及び市調査員に調査員研修の受講機会を確保するとともに、調査員間での選択項目判定の平準化のため、判定に迷う事例について事例検討、情報共有を行うなど、要介護認定の適正化に努めます。

介護認定審査会全体会は毎年度開催し、外部からの講師による介護認定審査会におけるボ

イントの解説をしたり、市職員事務局より本市の介護認定における現状及び審査会の平準化について説明を行うなど、介護認定審査体制の充実を図っています。

今後もより適正な手順に即した審査判定を行うため、引き続き、介護認定審査会の平準化を図ります。

高齢化の進行による要介護等認定者の増加が見込まれる中、今後も要介護認定の適正化に向けた取組を継続していくことが必要です。

市による認定調査の直接実施状況

(単位:人)

	H27 年度			H28 年度		
	全体	市実施 件数	市実施 割合	全体	市実施 件数	市実施 割合
新規	1,424	1,329	93.3%	1,372	1,276	93.0%
更新	3,732	1,891	50.7%	3,699	2,168	58.6%
区分変更	325	239	73.5%	343	266	77.6%
合計	5,481	3,459	63.1%	5,414	3,710	68.5%

【施策の方向】

認定調査体制の充実

- 市による認定調査の直接実施体制を継続するために、要支援・要介護認定申請者の増加に応じた認定調査員の確保を図ります。
- 各調査員が同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図ります。
- 支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるよう、今後もケアマネジャー等が同席する等、積極的な関与を求めます。
- 認知症や障がいのあるひとなどに配慮したコミュニケーションの支援を図ります。

介護認定審査体制の充実

- 公平・公正で、正確な介護認定となるよう、介護認定審査会委員の研修の充実を図ります。
- 介護認定審査会全体会を毎年度開催し、適正な手順に即した審査判定の確認や、審査会の平準化を図ります。

介護認定審査会事務局体制の充実

- 認定業務のスムーズな運営と公正・公平で正確な介護認定審査会の運営を図るため、審査会運営の手順や方法の統一化を図ります。

4-3 介護サービス事業者の質の向上に向けた取り組みと監査体制の確立

【現状と課題】

介護サービスの質の向上を図るため、市に指定権限がある地域密着型サービスについて、利用者が良質なサービスを受けられるよう、平成 27 年度から、平成 29 年度（9 月時点）にかけて、20 事業者 30 事業所に対して指導監査を実施しました。このほか、兵庫県が指定権限を持つ事業所に対しても、合同で指導監査を実施しました。

今後は、平成 29 年度から指定している総合事業サービスを提供する事業所や、平成 30 年度に市に指定権限が移譲される「居宅介護支援事業所」について、適切な運営を図るため、指導監査を実施します。

また、介護相談員派遣事業において、市から派遣された介護相談員が特別養護老人ホームなど介護サービス提供の場を訪ね、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、サービス提供事業者、行政機関と連携しながら、問題の改善や介護サービスの質的向上などを図ります。

原則、介護保険サービスに関する苦情対応は、介護サービス事業者が対応していますが、利用者と事業者間で解決できない課題については、市においても対応しており、必要に応じて介護サービス事業者等にフィードバックして、介護サービスの向上を図っています。

また、市民への相談窓口の周知や必要な情報の提供、介護相談員派遣事業等、苦情相談の適正な対応、指導監査等の実施等により、介護サービスの質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

情報提供、広聴の充実

- 介護保険制度の内容について、広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組みます。
- サービス利用者の満足度の把握や、介護サービス事業者に対する意見などを把握する広聴の機会を確保するよう努めます。
- 広聴等で集約された意見等を関係機関に還元し、質の向上につなげていきます。

苦情への適切な対応の充実

- 相談窓口における丁寧な対応はもとより、職員のだれもが相談を受けても同質の対応ができるよう苦情内容並びに対応方法について共有します。
- 苦情や意見が保険者や介護サービス事業者を育てるという意識のもと、苦情内容を可能な範囲で介護サービス事業者に還元し、サービスの質の向上に繋げていきます。

高齢者施設への相談員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス利用者の疑問や不安の解消と介護サービスの質の確保や向上を図るため、介護相談員派遣事業を継続実施します。
指導監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス事業所の適切な運営を図るため、定期的に指導監査を実施します。 第7期介護保険事業計画期間内に市に指定権限が移譲される「居宅介護支援事業所」をはじめ、増加する本市指定事業所の適切な運営を図るため、指導監査を実施します。

4-4 低所得者への配慮

【現状と課題】

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあります。

本市では、大幅な所得の減少のあった人、恒常的な低所得者、災害で家屋等の損害を被った人に対しては、保険料の減免及び納付相談を実施するなど、市独自の施策に努めています。

保険料の減免・軽減は本人からの申請によるため、減免・軽減の対象者を把握し、対象者に向けた制度利用の案内をすることが難しい状況にあります。今後、制度について、多様な手段・媒体を利用して、周知を徹底して、利用の普及に努め、低所得者への配慮を継続していくことが必要です。

【施策の方向】

介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組みます。
介護保険料の軽減及び減免	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、低所得者（第1段階）に対する介護保険料の軽減を継続して実施します。介護保険法に基づき、災害等による一時的で大幅な所得の減少に対して、介護保険料の減免または猶予を実施します。 恒常的な低所得者の保険料の減免について、他の軽減制度との均衡を図りながら継続して実施します。
サービス利用料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 負担限度額認定による利用者負担の軽減 介護保険施設を利用した際の居住費

(滞在費)・食費について、負担限度額を設定し、収入等に応じた軽減を行います。

- 社会福祉法人による利用者負担の軽減

住民税が世帯非課税であり、特に生計が困難な人を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行います。

- 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

住民税が世帯課税の高齢者夫婦世帯において、配偶者がユニット型個室等の施設に入所し、在宅者の生活が困難となる場合に、利用料の軽減を行います。

- 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法の施行以前から、措置制度により、施設入所されていた人に、措置制度時の負担水準を超えないよう、利用料の軽減を行います。

- 境界層措置

介護保険上の利用者負担の軽減をすれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減を行います。

4-5 介護保険サービスによる介護給付

(1) 居宅サービス

【現状と課題】

要介護1～5の認定者を対象とした介護給付の利用件数では、訪問介護、福祉用具住宅改修サービスの利用が多くみられます。また、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問入浴の利用が伸びています。

介護給付の利用量（回数）では、訪問看護、通所介護、訪問看護の利用が多くなっています。計画値と実績の比較（平成28年度）では、訪問入浴介護、短期入所療養が高くなっています。

課題としましては、医療系サービスが増加傾向であり、医療と介護等、関係機関の連携を図る必要があります。

また、市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、平成30年度から居宅サービス事業者の指定について、市町村が都道府県に意見を出し、県はその意見をふまえ、指定にあたって条件を付すことが可能となる仕組みが導入されるため、対応する必要があります。

主な居宅サービス(介護給付)利用件数の推移 (単位:件/年)

	H27年度	H28年度	前年度比
訪問系サービス	30,048	31,835	5.95%
内 訪問介護	12,277	12,323	3.75%
内 訪問入浴	643	686	6.87%
内 訪問看護	5,790	6,233	6.51%
内 訪問リハビリテーション	750	864	5.2%
内 居宅栄養管理指導	10,588	11,729	7.76%
通所系サービス	12,084	10,089	-16.51%
内 通所介護	9,219	6,957	-24.54%
内 通所リハビリテーション	2,865	3,132	9.32%
短期入所生活介護	2,358	2,471	4.79%
福祉用具・住宅改修サービス	14,454	14,787	2.30%

主な居宅サービス(介護給付)1人あたり利用量の推移 (単位:回/月,日/月)

		H27年4月	H27年10月	H28年4月	H28年10月
訪問介護	回数	14.9	15.9	15.2	15.9
通所介護	回数	9.3	9.5	8.5	8.8
訪問看護	回数	6.9	6.9	6.7	6.6
短期入所生活介護	日数	11.0	9.6	10.1	10.4
通所リハビリテーション	回数	8.0	8.1	8.0	8.0

居宅サービス(介護給付)利用量の検証

(単位:回/年, 人/年, 日/年)

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		H27 年度	H28 年度	H27 年度	H28 年度	H27 年度	H28 年度
訪問介護	回数	240,123	226,267	249,127	259,126	103.7%	114.5%
	人数	10,872	11,112	10,356	10,555	95.3%	95.0%
訪問入浴介護	回数	2,396	2,195	3,032	3,438	126.5%	156.6%
	人数	468	408	607	673	130.0%	165.0%
訪問看護	回数	32,314	33,257	35,864	37,775	111.0%	113.6%
	人数	4,884	5,112	5,318	5,727	108.9%	112.0%
訪問リハビリテーション	回数	5,424	6,763	4,134	4,808	76.2%	71.1%
	人数	852	924	730	846	85.7%	91.6%
居宅療養管理指導	人数	6,576	7,092	6,648	7,259	101.1%	102.4%
通所介護	回数	73,584	82,434	72,285	52,834	98.2%	64.1%
	人数	7,848	8,556	7,862	6,176	100.2%	72.2%
通所リハビリテーション	回数	18,829	19,652	21,852	24,189	116.1%	123.1%
	人数	2,556	2,856	2,760	3,041	108.0%	106.5%
短期入所生活介護	日数	24,108	23,761	20,962	23,902	87.0%	100.6%
	人数	2,508	2,436	2,134	2,272	85.1%	93.3%
短期入所療養介護	日数	2,156	1,931	2,686	2,603	124.6%	134.8%
	人数	204	156	336	382	164.7%	244.9%
特定施設入居者生活介護	人数	3,768	3,768	3,096	3,281	82.2%	87.1%
福祉用具貸与	人数	33,156	34,080	33,694	35,123	101.6%	103.1%
特定福祉用具販売	人数	300	300	282	294	94%	98%
住宅改修	人数	216	204	197	191	91.2%	93.6%
居宅介護支援	人数	18,360	19,188	18,981	19,756	103.4%	103.0%

【施策の方向】

医療系サービスとの連携

- ケアマネジャーに、研修等を通じて介護サービス内容の周知を行い、利用の伸びている訪問看護に加え、本計画期間内にも整備予定である24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等在宅の人の医療ニーズに対応可能なサービスとの連携を図ります。

居宅サービス(介護給付)の目標量

(単位:回/年, 人/年, 日/年)

		実績		推計値			
		H27年度	H28年度	H29年度	計画期間		
					H30年度	H31年度	H32年度
訪問介護	回数	249,127	259,126				
	人数	10,356	10,555				
訪問入浴介護	回数	3,032	3,438				
	人数	607	673				
訪問看護	回数	35,864	37,775				
	人数	5,318	5,727				
訪問リハビリテーション	回数	4,134	4,808				
	人数	730	846				
居宅療養管理指導	人数	6,648	7,259				
通所介護	回数	72,285	52,834				
	人数	7,862	6,176				
通所リハビリテーション	回数	21,852	24,189				
	人数	2,760	3,041				
短期入所生活介護	日数	20,962	23,902				
	人数	2,134	2,272				
短期入所療養介護	日数	2,686	2,603				
	人数	336	382				
特定施設入居者生活介護	人数	3,096	3,281				
福祉用具貸与	人数	33,694	35,123				
特定福祉用具販売	人数	282	294				
住宅改修	人数	197	191				
居宅介護支援	人数	18,981	19,756				

* 推計値は、入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するための支援に関わる目標量を含む

(2) 施設サービス

【現状と課題】

施設サービスの実利用者数に大きな変化はなく、平成 29 年 3 月の利用者数は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)305 人、介護老人保健施設 266 人、介護療養型医療施設 9 人の合計 580 人となっています。

施設サービス利用者数の計画値と実績を比較すると(平成 28 年度)、どの施設も実績が計画値を下回っています。

また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造を備えており、在宅サービスと施設サービスの境界の人のニーズに適した住宅ですが、本市では平成 29 年 10 月現在で 1 か所整備されました。

本市の特別養護老人ホームの待機者数は約 570 人を超えています。今後の課題としては、施設整備による入所待機者の解消並びにこれまで在宅介護が困難であった重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの基盤整備が必要です。また、慢性的な施設従事者の不足も課題となっています。

施設サービス利用者数の検証

(単位:人/年)

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		H27 年度	H28 年度	H27 年度	H28 年度	H27 年度	H28 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数	3,456	3,456	3,462	3,427	100.2%	99.2%
介護老人保健施設	人数	3,384	3,384	3,230	3,189	96.9%	94.2%
介護療養型医療施設	人数	168	168	177	140	105.4%	83.3%

【施策の方向】

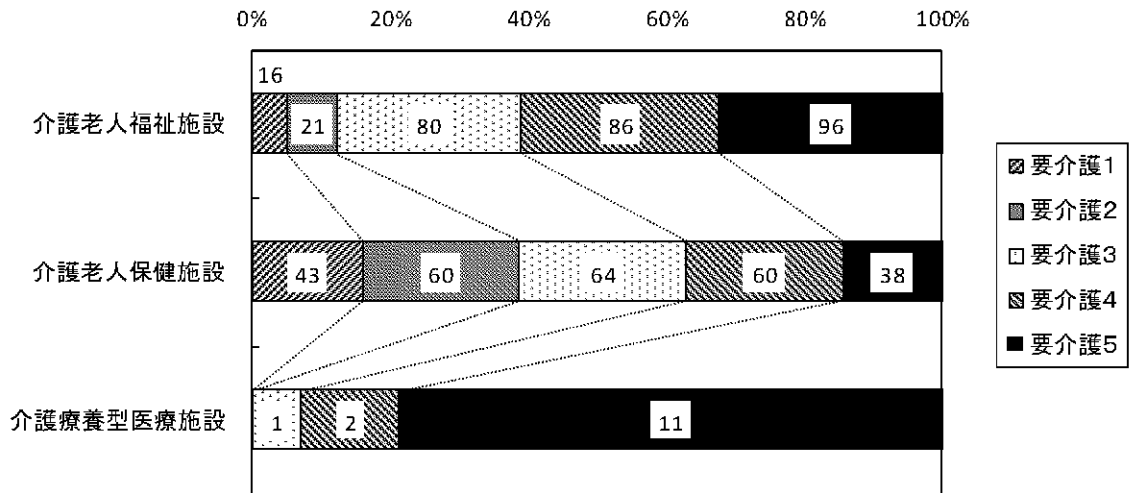
施設サービスの提供と重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるためのサービス基盤の整備

- 施設サービスの提供を継続して行い、特別養護老人ホームや重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるための居宅サービス基盤を整備します。

施設サービスを中重度要介護者へ重点化

- 特別養護老人ホームの中重度要介護者への重点化が適切に実施されるようチェック体制等を構築し、運用します。

要介護度別 施設サービスの利用状況



* 数値は件数。(平成26年9月)

施設サービスの目標量

(単位:人/年)

		実績		推計値			
		H27年度	H28年度	H29年度	計画期間		
					H30年度	H31年度	H32年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数	3,462	3,427				
介護老人保健施設	人数	3,230	3,189				
介護療養型医療施設	人数	177	140				

4-6 地域密着型サービスの充実

【現状と課題】

平成18年の介護保険制度の改正により創設された地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が継続できるためのサービス体系です。

制度創設以来、本市でも整備が進み、平成29年10月現在で、認知症対応型通所介護（4か所）、小規模多機能型居宅介護（4か所）、認知症対応型共同生活介護（9か所）、地域密着型特定施設入居者生活介護（3か所）、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護（3か所）、地域密着型通所介護（16か所）となっており、平成29年度目標整備量をほぼ達成しています。

平成29年度目標整備量の未達は、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護の事業者の応募がなかったためです。社会福祉法人へのヒアリングでは、応募が難しい理由として介護人材の不足やサービス内容の周知不足があげられたため、今後はこれらの解決を図る必要があります。

また、地域密着型サービス事業者の指定及び適正な運営を確保するために、年間2回程度、定期的に「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催しています。

法改正により特別養護老人ホームの入所要件が、要介護3以上になり、施設サービスの中重度要介護者へ重点化が図られたことから、医療的側面からも在宅介護が困難であった重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるためのサービス等地域密着型サービスの基盤整備をいっそう充実する必要があります。また、地域密着型サービスの適切な運営を確保するため、全事業所への継続した指導監査や「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」の開催を継続して実施します。

さらに、従来、都道府県等が行うこととされていた指定居宅介護支援事業者の指定等について、平成30年4月から市町村が実施することになるため、対応していく必要があります。

地域密着型サービスの種類

種類	サービス内容
夜間対応型訪問介護	在宅で夜間を含め 24 時間安心して生活できるよう、夜間に定期的な巡回訪問をしたり、または通報を受け、訪問介護を提供する居宅サービス 対象者:要介護1～5
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居宅サービス 対象者:要支援1～要介護5
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する居宅サービス 対象者:要支援1～要介護5
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担軽減を図る居住系サービス 対象者:要支援2～要介護5
地域密着型特定施設入居者生活介護	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員 29 人以下の特定施設へ入居する居住系サービス 対象者:要介護1～5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ入所する施設サービス 対象者:要介護1～5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う 24 時間対応の居宅サービス 【特徴】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日複数回の定期訪問と継続的アセスメントを実施 ・ 短時間ケアなど、時間に制約されない柔軟なサービスの提供 ・ 随時対応を加えた安心サービスの提供 ・ 24 時間対応の確保 ・ 介護サービスと看護サービスを一体的に提供 ・ 市町村が主体となり、圏域ごとにサービス提供基盤の整備が可能 対象者:要介護1～5
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス 【特徴】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護度が高く、医療ニーズが高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護等を提供できる ・ 介護と看護の連携による一体的なサービスの提供により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能 ・ 介護職員の配置により、日常生活上必要な医療・看護ニーズへの対応が可能 対象者:要介護1～5

地域密着型通所介護 (平成28年4月～)	デイサービスセンター等で、食事や入浴、レクリエーションの基本的なサービスのほか、機能訓練などを受けるサービスで、通所介護事業所の利用定員が18人以下のもの 対象者:要支援1～要介護5
-------------------------	--

地域密着型サービスの整備状況

	第6期計画	実績
	H29年度目標整備量	H29年10月現在
夜間対応型訪問介護	0	0
認知症対応型通所介護	4	4
小規模多機能型居宅介護	5	4
認知症対応型共同生活介護	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	3
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	4	3
地域密着型通所介護		16※

* 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は予防給付分も含む

※休止中1事業所を含む

認知症対応型通所介護1人あたり利用量の推移

(単位:日/月)

		H27年4月	H27年10月	H28年4月	H28年10月
認知症対応型通所介護	日数	9.0	9.3	9.1	9.5

* 予防給付分も含む

地域密着型介護予防サービス利用量の検証(予防給付)

(単位:日/年, 人/年)

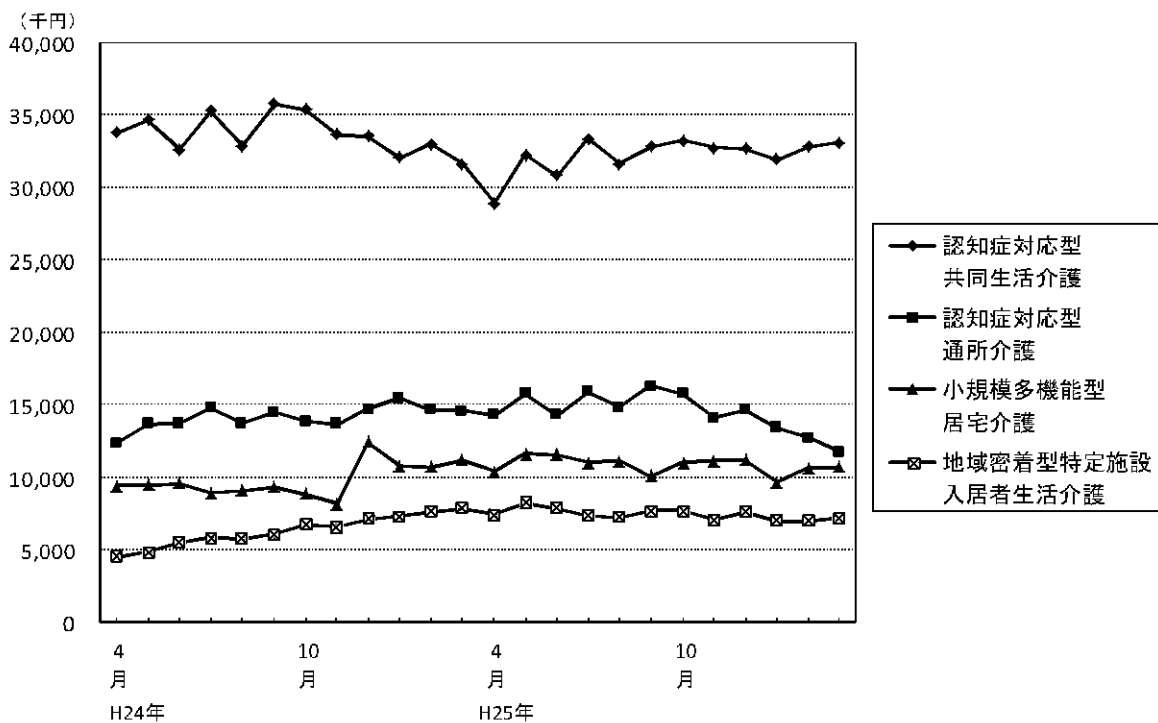
		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H27年度	H28年度
介護予防認知症対応型通所介護	日数	148	160	67	0	45.3%	0%
	人数	36	36	14	0	38.9%	0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	36	36	90	120	250%	333.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36	36	17	16	47.2%	44.4%

地域密着型サービス利用量の検証(介護給付)

(単位:人/年,日/年)

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	H7年度	H28年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	636	732	241	285	37.9%	38.9%
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0%	0%
認知症対応型通所介護	日数	14,741	14,634	12,365	11,491	83.9%	78.5%
	人数	1,572	1,524	1,340	1,199	85.2%	78.7%
小規模多機能型居宅介護	人数	708	768	717	642	101.3%	83.6%
認知症対応型共同生活介護	人数	2,460	2,844	1,732	1,770	70.4%	62.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	600	600	580	645	96.7%	107.5%
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	人数	1,044	1,044	700	734	67.0%	70.3%
地域密着型通所介護	人数	—	—	—	2,548	—	—

地域密着型サービス(給付費)の推移



	日常生活圏域	現況(平成29年度見込み)			目標整備値		
		H27年度	H28年度	H29年度	計画期間		
		H30年度	H31年度	H32年度			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	山手	0	1※1	1			
	精道	1	0	0			
	潮見	0	0	0			
夜間対応型訪問介護	山手	0	0	0			
	精道	0	0	0			
	潮見	0	0	0			
認知症対応型通所介護	山手	2	2	2			
	精道	1	1	1			
	潮見	1	1	1			
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護含む)	山手	1	1	1			
	精道	2	2	2			
	潮見	1	1	1			
認知症対応型共同生活介護	山手	3	3	3			
	精道	3(1)	3	3			
	潮見	3	3	3			
地域密着型特定施設入居者生活介護	山手	1	1	1			
	精道	1	1	1			
	潮見	1	1	1			
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	山手	1	1	1			
	精道	1(1)	1	1			
	潮見	1	1	1			
地域密着型通所介護	山手		5	5			
	精道		8※2	8※2			
	潮見		2	2			

認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護は予防給付分も含む

* ()内数値は当該年度での新規整備数

※1H29.1.15 住所地変更

※2 休止中1事業所を含む

【施策の方向】

地域密着型サービスの基盤整備

- サービス提供基盤を確保するために、介護サービス事業者の選定基準や介護報酬の設定について検討します。
- 特別養護老人ホーム入所希望者数の増加を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の基盤整備に向け、介護人材不足に対する対策を行う。
- 在宅生活の支援を強化するために、小規模多機能型居宅介護や日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら

ら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行なう定期巡回型訪問介護看護サービスの基盤整備を行うとともに、サービス内容の周知を進める。

- 医療ニーズの高い要介護高齢者への支援を充実するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供します。
- 第7期介護保険事業計画期間内に行われる「居宅介護支援事業所」の指定権限の移譲に対応します。

市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討

- 平成30年10月完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地（高浜町）に地域密着型サービス（定期巡回随時対応型訪問介護看護等）を含めた福祉施設の開設に向けて準備を進めます。

地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策

- 市民や学識経験者等の幅広い意見を取り入れ、地域密着型サービス事業者の指定及び適正な運営を確保するために、定期的に「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催します。
- 質の高いサービス提供を目指して、市による指導監査を強化します。

地域密着型介護予防サービスの目標量(予防給付)

(単位:日/年, 人/年)

		実績(平成29年度末見込み)			推計整備値		
					計画期間		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護予防認知症対応型通所介護	日数	67	0				
	人数	14	0				
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	90	120				
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	17	16				

地域密着型サービスの目標量(介護給付)

(単位:人/年,日/年)

		実績(平成 29 年度末見込み)			推計整備値		
					計画期間		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	241	285				
夜間対応型訪問介護	人数	0	0				
認知症対応型通所介護	日数	12,365	11,491				
	人数	1,340	1,199				
小規模多機能型居宅介護	人数	717	642				
認知症対応型共同生活介護	人数	1,732	1,770				
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	580	645				
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	人数	700	734				
地域密着型通所介護	人数						

4-7 特別給付の実施

【現状と課題】

本市では、高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、介護保険サービスを利用するまでの短期間に限り保護する「緊急一時保護事業」を、市独自の特別給付として実施しており、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を行い、介護サービス事業者等との連携を図ります。

【施策の方向】

緊急一時保護事業の実施

- 高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施します。
- 緊急時に本事業を利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を図ります。サービス提供事業所を確保できるよう、介護サービス事業者等と引き続き連携していきます。

第5章

介護保険サービスの事業費の見込み

※介護保険サービスの事業費の見込みを記載予定

第6章

資料

※以下の項目を記載予定

施策の展開方向における関係機関・部署一覧

計画策定関係法令

計画策定体制

関連委員会等

用語解説

第8次芦屋すこやか長寿プラン21

第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

平成30年3月

○発行／芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-38-2044 FAX 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

○編集／芦屋市福祉部 高齢介護課